身体障害者の方等の軽自動車税の減免制度

【減免範囲】（台数は１台で、車種は自家用のもの）

<table>
<tr><th>区分</th><th>障害者の範囲</th><th colspan="2">所有者（※1）</th><th>運転者</th><th>使用の内容</th></tr>
<tr><td>本人運転</td><td rowspan="5">下記のとおり</td><td colspan="2">本人</td><td>本人</td><td>障害者の移動のため</td></tr>
<tr><td rowspan="4">同一生計者または常時介護者の運転</td><td>身体障害者（18歳以上）</td><td>本人</td><td rowspan="4">生計を一にする親族か、単身または障害のある方のみで構成される世帯で生活している障害者を常時介護（※3）する方</td><td rowspan="4">通院、通学（園）、通所、生業のための送迎（月４回以上かつ１年以上継続して使用が見込まれること）</td></tr>
<tr><td>身体障害児（18歳未満）</td><td rowspan="3">生計を一にする親族（※2）</td></tr>
<tr><td>知的障害児・者</td></tr>
<tr><td>精神障害者</td></tr>
</table>

※1　原則として、所有者、使用者ともに障害者の方の名義であることが必要です。ただし、所有権留保付きの場合は、使用者が障害者の方であれば、所有者がディーラー等でもかまいません。
※2　同居の親族が原則です。別居の場合は、扶養の関係が確認される場合のみを対象とします。
※3　「常時介護者」とは、もっぱら障害者の方の通学等のために継続して日常的（月4回以上）に運転する方をいいます。

【障害者の範囲】

◆身体障害者手帳の交付を受けている方
障害の範囲については、昨年と変わりませんが、手帳の新規取得者、等級変更のある方等については、下記へお問い合わせください。

◆戦傷病者手帳の交付を受けている方
障害の程度により減免の可否が異なりますので、下記へお問い合わせください。

◆知的障害児・者の方…療育手帳Ａ１、Ａ２の手帳を持っている方。

◆精神障害者の方…1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方。

【申請期間】
その年度の納税通知書が送付されてから納期限（通常は５月３１日）までの間に申請してください。

【申請に必要なもの】

本　人　運　転		同一生計者または常時介護者の運転
①減免申請書	②自動車検査証または写し	①本人運転に必要なものすべて
③身体障害者手帳等	④運転免許証または写し	②使用内容を証明するもの（通院証明、通学・帰宅証明、通勤証明、通所証明、生業の証明等）
⑤認印	⑥納税通知書	

※申請は、税務課（本庁）、香北・物部各支所の事務管理課で受け付けします。

【問い合わせ先】税務課　軽自動車税係　☎５３－３１１６

農業用軽油免税証の交付について

農業用機械（トラクター・コンバイン）等に使用する軽油については、軽油引取税が免除される場合があります。手続きは個人で申請となります。

【申請に必要なもの】　①耕作証明書　※香美市農業委員会（☎５３－１０８５）で交付。
②機械の購入証明　※農機具販売店で交付。
③印鑑
④県証紙４２０円(手数料)

【申請・問い合わせ先】　中央東県税事務所（高知市大津乙）　☎０８８－８６６－８５００

火災から自分の身を守るための必須アイテム！
住宅用火災警報器を設置しましょう

◆設置が義務付けられます

改正された消防法および香美市火災予防条例（平成18年改正）により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。以前、火災警報器の設置は、大規模な共同住宅など一部の住宅に義務付けられていましたが、一戸建住宅や小さなアパートでは、ほとんど取り付けられていないのが現状です。住宅用火災警報器を正しく取り付けて、万一の場合に備えましょう。

【設置時期】

●新築住宅…平成18年6月1日から設置が必要。

●既存住宅…平成23年5月31日までに設置が必要。

◆住宅用火災警報器が、逃げ遅れ防止に効果

住宅用火災警報器は、火災により発生する煙を感知し、警報を発するものです。ここ数年増加する住宅火災の死者の6割が「逃げ遅れ」によるものです。火災の発生を1秒でも早く知らせ、迅速な避難に役立つ火災警報器を設置しましょう。

◆どこに設置しなければならないでしょうか？

住宅用火災警報器は、原則として寝室と寝室のある階の階段に設置しなければなりません。

また、せっかく火災警報器を設置しても、はりや壁、エアコンなどが近くに設置されていると煙や熱を感知しにくくなる場合があります。効果を発揮させるために、正しく設置しましょう。

【悪質業者に注意】

悪質業者の中には消防署といった公共機関を装って訪問し、「すぐに～」とか「取り付けなければならない」など、住宅用火災警報器の設置をせまるので、気をつけましょう。

※住宅用火災警報器は、消防用品店、電気店およびホームセンターなどで取り扱っています。

【問い合わせ先】

消防本部消防課予防係
☎53－4176

【火災警報器の設置例】

※台所には設置義務はありませんが火災に備えて設置が望まれます。

15cm
50cm
取付可能範囲

【壁掛型】

天井から15～50㌢以内に火災警報器の中心がくるようにします。

※注意…換気扇やエアコンなどの吹き出し口から1・5㍍以上離します。

60cm以上

【天井型】

火災警報器の中心を壁から60㌢以上離します。

はりがある場合は、警報器の中心をはりから60㌢以上離します。

NS
日本消防検定協会

※購入の目安として、日本消防検定協会の鑑定品を表す“NSマーク”が付いているものを選びましょう。

【火災警報器の特徴】

★天井または壁に取り付けます。

★煙または熱を感知すると大きな音などで警報を発します。

★電池タイプと電源タイプがあります。